

ドイツ財政調整の特徴と課題

講師：和光大学 半谷俊彦

日時：2017年10月27日

場所：梅田サテライト6階107教室

議事録担当：M1 中西 悠

1. 検討課題

A) 「水平的財政調整」は有効な手段か。

水平的財政調整はドイツにある。

- ・地方税収入を地方自治体間で移転して財政力を標準化する。
- ・日本では、東京都への税源偏在の解消手段として議論される。
- ・ドイツでは、州間で水平的財政調査が行われている。

B) 「包括算定経費」は有効な手段か。

- ・日本では、「新型交付税」として2007年に導入された。
- ・「国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野」について適用。
- ・人口と面積を基本として財政需要額を算定。
- ・ドイツでは、基本的に人口によって「必要な収入」を算定。

2. 日本の地方交付税制度

A) 国税の一部を財源とする。

- ・所得税の33.1%、法人税の33.1%、消費税の22.3%、酒税の50%、地方法人税の全額。

B) 都道府県と市町村をを対象とする。

- ・都道府県：47団体中1団体が不交付(2017年度)
- ・市町村：1,765団体中75団体が不交付(2017年度)

C) 普通交付税と特別交付税で構成される。

- ・特別交付税は交付総額の1割程度。災害対策等に交付される。
- ・普通交付税は交付総額の9割程度。

D) 普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

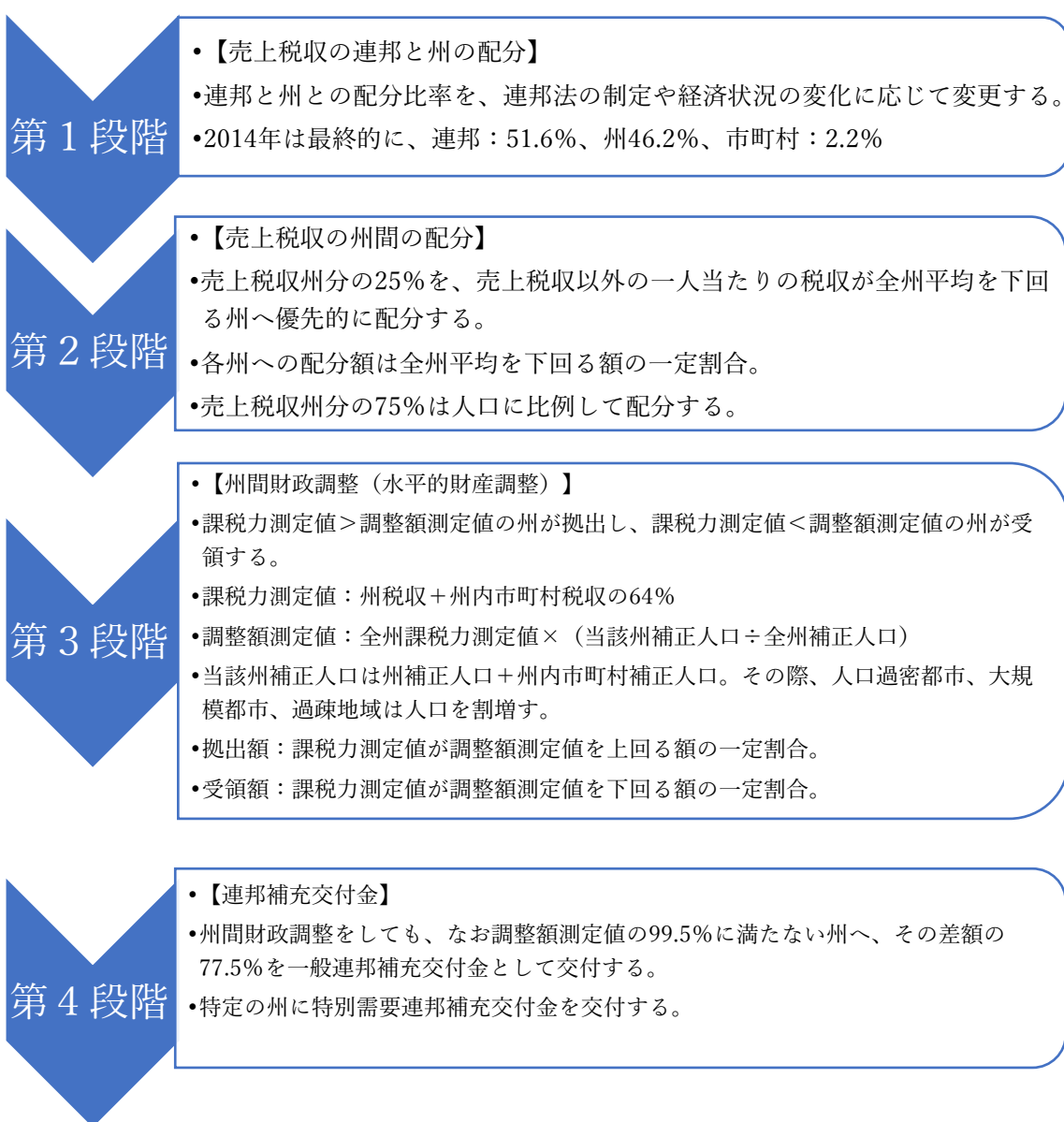
- ・基準財政需要額の約1割は包括算定経費として人口と面積で算定。
- ・基準財政需要額 = 単位費用 × 測定単位 × 補正係数
- ・基準財政収入額 = 標準的税収見込額 × 基準税率

3. ドイツの連邦財政調整制度(1)

A) 連邦と諸州との間位の財政調整を行う。

- ・連邦と州との垂直的な財政調整機能を担う。
- ・州間の水平的な財政調整の機能を担う。
- ・地方自治体は州内機関であり、その財政調整は州が行う。
- ・州の財政力を測定する際は市町村の財政力も含める。

B) 連邦財政調整は4段階で構成される。



4. 共同税の配分比率

| | 連邦 | 州 | 市町村 |
|----------------------|----------------|----------------|-------|
| 所得税 (給与源泉徴収・申告納税) | 42.50% | 42.50% | 15% |
| 所得税 (資産所得源泉徴収) | 44% | 44% | 12% |
| 法人税 | 50% | 50% | なし |
| 売上税 | 必要に応じて変更 | | |
| 営業税 | 標準税額の 14.5% | 標準税額の 49.5% | 残余の全て |

5. 1949年憲法下の財政制度

A) 占領軍 vs 州政府

- ・ 州政府：中央集権国家を指向
- ・ 占領軍：中央集権的財政制度に拒否権行使
- ・ 財政協力州：やや占領軍よりの立場

B) 妥協点

- ・ 連邦へ間接税、州へ直接税を配分（分離方式）
- ・ 連邦へ所得税・法人税への一部請求権
- ・ 最終的財源配分と財政調整は1953年末まで持ち越し（後に1955年末まで延長）

6. 1955年憲法改正下の財政制度

A) 連邦 vs 州

- ・ 州政府：【州に直接税＋州間財政調整】の維持
- ・ 連邦財務省：【連邦に税源＋連邦による財政調整】に移行

B) 妥協点

- ・ 連邦の所得税および法人税への一部請求権の恒久化（現状追認）
- ・ 州間財政調整制度の恒久化（現状追認）

7. 1969年憲法改正下の財政制度

A) 経済成長の安定化

- ・経済の奇跡：1940年代末～1973年オイルショック
- ・経済成長低迷：1966年～1967年

B)連邦と州の財政関係維持

・所得税と法人税は景気や経済成長に依存するので、折半とすることで連邦と州の収支が同様に推移することを期待する。

- ・売上税は移動性が高いので調整的分配に充てる

| | 1949年 | 1955年 | 1969年 |
|------|--|--|--|
| 税源配分 | 連邦税：売上税 州税：所得税、法人税 連邦の所得および法人税への一部請求権による単年度調整 | 共同税：所得税、法人税 連邦税：売上税 所得税、法人税の必要に応じた配分比率変更 | 共同税：所得税、法人税、売上税 売上税の垂直的配分調整（必要に応じた配分比率の変更） |
| 財政調整 | 1953年末まで持ち越し（のちに1955年末まで延長） 単年度法に基づく財政調整基金による州間財政調整 | 制度的な州間財政調整 連邦補充交付金（特別補充交付金） | 売上税の州間配分調整（人口比例配分と優先配分） 州間財政調整（水平的財政調整） 連邦補充交付金（当初は特別交付金のみ、後に一般交付金も） |

8. その後の動向（1）

A)経済安定法(1967年)

- ・連邦および州には投資額を上限として起債が認められる。
- ・例外として、景気安定化を目的とする場合には、連邦が起債すること、連邦法で州の起債を制限することが認められた。

B)ドイツ統一基金(1990年)

- ・1990年から1994年までの旧東独諸州へ交付金を交付。
- ・主に連邦による起債を財源とする。
- ・1991年から2019年まで償還する。

C)連帯協定 I (1995年)

- ・1995年より旧東独諸州を連邦財政調整制度へ組み入れる。
- ・1995年より2004年まで旧東独諸州へ特別財政需要連邦補充交付金を交付。
- ・1995年より2004年まで旧西独財政弱体州へ移行期連邦補充交付金を交付

9. その他の動向(2)

D)連帯協定 II (2005年)

- ・2005年より2019年まで旧東独諸州へ特別財政需要連邦補充交付金を延長。

E) 連邦制改革(2009年)

- ・連邦と州は、均衡予算を原則とし、起債をしてはならない。
- ・自然災害や国の存亡にかかわる政治的緊急時を例外とする。

- ・連邦は、名目国内総生産の0.35%までは起債によって歳入を賄ってう良い。
- ・連邦には2015年末まで、州には2019年末まで逸脱を認める。

10. 2020年改革

A)改革の経緯

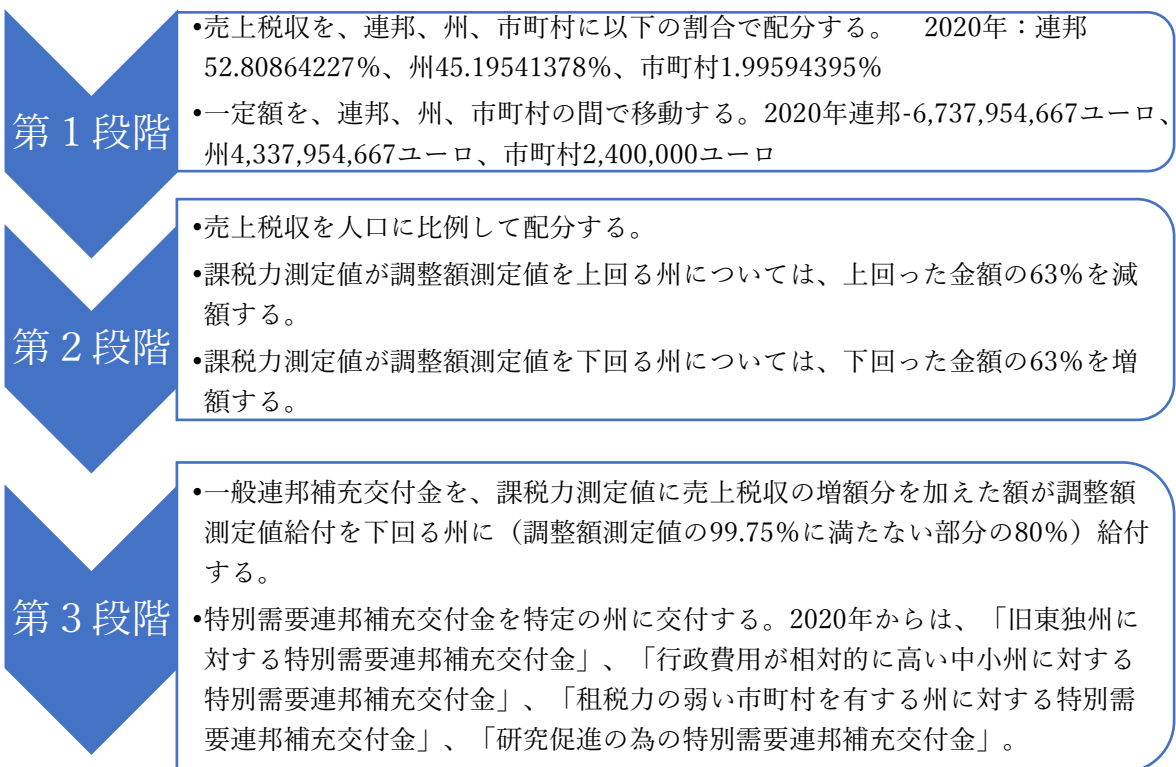
- ・1995年：旧東ドイツ諸州が財政調整制度に組み入れられる。
- ・1999年：連邦憲法裁判所により判決を通じて是正勧告がなされる。
- ・2001年：基準法が2019年までの期限付きで制定される。
- ・2005年；連帯協定IIによる2019年までの東独支援策が合意される。
- ・2013年：大連立政権の連立協定で財政調整制度の改革検討が合意される。
- ・2016年：連邦首相と州首相の間で改革の内容が合意される。
- ・2017年：改革法案が6月に連邦議会と連邦参議院で可決される。

B)改革の骨子

・州間財政調整（水平的財政調整）と売上税収の優先配分を廃止し、売上税収の増減を通じた「財政力調整」に一本化する。

・一般連邦補充交付金の給付額が、調整額測定値の99.5%に満たない部分の77.5%から、99.75%に満たない部分の80%へ引き上げる。

11. 2020年以降の財政調整



12. ドイツ連邦制度の特徴

A) 執行連邦制

- ・立法は連邦、執行は州
- ・「国家の権能の行使および国家の任務の遂行は、この基本法が別段の定めをせず、また許していない限度において、州の任務である」(30条)
- ・「州は、この基本法が連邦に立法の権限を付与していない範囲において、立法権を有する」(70条)
- ・「州は、この基本法が特別の定めをなし、または許していない限度において、その固有の事務として、連邦法を執行する」(83条)

B) 連邦参議院

- ・州の利害に関わる事項については、連邦参議院の同意が必要とされる
- ・憲法の改正には、連邦議会と連邦参議院のそれぞれ3分の2の賛成が必要とされる。
- ・州政府が票を有する(3票~6票)
- ・州は議院内閣制
- ・州議会議員は連邦議会議員と同じ政党から輩出

C) 連邦憲法裁判所

- ・財政弱体州、財政協力州からの度重なる提訴

13. 考察

A) 「水平的財政調整」はなぜ存在し得たか

- ・ドイツ統一における財政力協力州による財政支援の歴史
- ・第津再統一における西独による東独の支援
- ・所得税と法人税の共同税への移行
- ・州は地方自治体ではなく二層制国家の一翼
- ・連邦参議院の存在と州の議院内閣制（政党政治）
- ・連邦憲法裁判所による調整

B) 「包括算定経費」は有効な手段か

- ・連邦法執行における州の大きな裁量
- ・二層国家における州の独立性
- ・財政需要総額と租税収入総額の関係（一般報償の原理）
- ・日本における「単位費用」測定の恣意性

14. 質疑応答

質問 1

・ドイツを研究される理由

⇒多くの日本の税金システムはドイツを模範にしている。ドイツの税制は平等を配慮して整合性も取れており、非常に魅力的である。

質問 2

・移民によって、財政的な圧迫はあるのかどうか。

⇒ドイツは、ナチスが迫害して、ユダヤ人が海外に逃亡したという経過があるため、経済的難民は受け付けないが、政治的難民は積極的に受け入れることとしている。また、ドイツに来た人に、ドイツの社会に馴染んでもらうおうというのが、大きな取り組み。この同化政策や社会保障は、圧迫する原因となっている。

質問 3

・ドイツでは歳入と歳出のバランスが良く、日本やアメリカでは歳出超過が続いているが、その違いは何か。

⇒1960年代には、ドイツも公共事業への投資のために歳出超過になっていた経過はあるが、現在は均衡財政を行ってきている。また、EUが赤字に対して厳しく、ユーロに参加するには、赤字額がGDPの3%までと決まっている。ドイツでは日本とは違い、労働生産性が高く、経済も無理なく回っている。

質問 4

・社会保障費（生活保護や保育所など）は、州単位になるのか。市町村と州政府、連邦政府の関係性について、日本では市町村が国の制度に合わせていかなければならない点が多いが、ドイツではどうか。

⇒ドイツでは社会保険が非常に発達しており、職域の年金制度はあるが、日本のような国民年金というものが無い。医療保険に関しても、現在は財政の圧迫から自己負担が生じてきてはいるが、従来は自己負担も必要ない状態であった。失業保険で賄えない分では、市町村を通じて生活保護の受給ができていたが、現在は財政の面から失業保険と生活保護が合わさった形になっている。大学や専門学校も無料に近いが、その費用は州がもっている。そこに通っている間の生活費は、市が補助金を出してくれるところが多い。

連邦と市町村の関係では、市町村に言及する連邦法は、ものすごく少ない。基本は州が決めて、州が市町村の担当を行い、やり取りもしている。